

平成 2 9 年

南部町議会第 1 回臨時会会議録

平成 2 9 年 5 月 2 2 日

山 梨 県 南 部 町 議 会

平成29年南部町議会第1回臨時会

平成29年5月22日(月)
午前10時00分 開会・開議
於 議 場

議 事 日 程 (第1号)

1. 議長あいさつ

2. 開会・開議

3. 日程報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸報告

日程第 4 提出議題の報告

日程第 5 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

報告第 1号 専決処分した事件の承認について

(南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例)

報告第 2号 専決処分した事件の承認について

(南部町税条例等の一部を改正する条例)

報告第 3号 専決処分した事件の承認について

(南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

報告第 4号 専決処分した事件の承認について

(南部町過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例)

議案第30号 工事請負契約の締結について

4. 出席議員は次のとおりである。(12名)

| | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 1番 | 高橋茂広 | 2番 | 若林良一 |
| 3番 | 望月光彦 | 4番 | 小泉昇一 |
| 5番 | 若林一明 | 6番 | 市川強 |
| 7番 | 遠藤光宣 | 8番 | 仲亀佳定 |
| 9番 | 森田守 | 10番 | 堀之内可和 |
| 11番 | 望月藤一 | 12番 | 望月將名 |

5. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

6. 会議録署名議員

| | | | |
|----|-----|----|------|
| 6番 | 市川強 | 7番 | 遠藤光宣 |
|----|-----|----|------|

7. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名(8名)

| | | | |
|-------|------|---------|------|
| 町長 | 佐野和広 | 教育長 | 渡辺拓雄 |
| 会計管理者 | 古屋秀樹 | 総務課長 | 望月哲也 |
| 財政課長 | 青木司 | 企画課長 | 望月一弥 |
| 税務課長 | 望月一希 | 子育て支援課長 | 近藤勝 |

8. 職務のために議場に出席した者の職氏名(1名)

議会事務局長 小倉弘規

開会 午前10時00分

○議長（望月將名君）

皆さん、おはようございます。

平成29年第1回臨時会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

春から初夏へ、里山の木々も鮮やかに芽吹き、新緑の季節となりました。

本町の平成29年度も順調にスタートし、今年度の大型事業である中野地内の「道の駅建設工事」が本格的に動き出しました。

中部横断道の工事が遅れているとはいえ、全線開通を見据えた町の事業展開は、町づくりの核であり、本町の将来を占う、大変、夢と希望にあふれた事業であります。

理想の町づくりは、官民一体となった創意工夫が不可欠であります。今後展開される関連事業の順調な進捗と町民意識の前向きな変革により、私たちの暮らしに好循環を生み出してくれることを願うものであります。

さて、環境省が推進するクールビズも今年で13年目を迎えましたが、本町議会に置かしても、昨年同様、地球温暖化防止と節電に取り組むため、本会議等での上着、ネクタイの着用は自由といたしますのでご了承ください。

議員各位におかれましては、慌ただしい日程の中で、平成29年第1回臨時会の招集通知を差し上げましたところ、何かとご多用の中ご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本臨時会は、冒頭申し上げましたとおり、中野地内に整備される「道の駅建設工事」一般競争入札に伴う契約案件ならびに専決処分した事件の承認4件が附議案件となっております。

議員各位には、慎重審議のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、本臨時会の円滑なる議会運営に格段のご協力を併せてお願い申し上げまして、開会のあいさつといたします。

ただいまから、平成29年南部町議会第1回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、平成29年南部町議会第1回臨時会は成立いたしました。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

○議長（望月將名君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、6番市川 強議員および7番 遠藤光宣議員の両名を指名いたします。

○議長（望月將名君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)
ご異議なしと認めます。
よって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定いたしました。

○議長（望月將名君）

日程第3 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、町長および教育委員会の教育長に出席を求めたところ、お手元に配布のとおり、説明員の出席ならびに委任の通知がありましたのでご承知願います。

町長からお手元に配布のとおり、議案の提出がありましたので報告いたします。

次に、請願、陳情等についてであります。本臨時会に付する請願、陳情等はありません。

以上で、諸報告を終わります。

○議長（望月將名君）

日程第4 提出議題の報告ですが、お手元に配布してありますので提出議題の朗読を省略させていただきます。

○議長（望月將名君）

日程第5 報告第1号 専決処分した事件の承認について（南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例）

報告第2号 専決処分した事件の承認について（南部町税条例等の一部を改正する条例）

報告第3号 専決処分した事件の承認について（南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

報告第4号 専決処分した事件の承認について（南部町過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例）

議案第30号 工事請負契約の締結について

以上、5件についてを、会議規則第37条の規定により一括議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

本日、南部町議会第1回臨時会を開催しましたところ、何かとご多忙のなか、全議員の出席を賜り、議会が開催がされますことに心から感謝申し上げます。

それでは、本臨時会にご提案をさせていただきました議案につきまして、その提案理由の説明をさせていただきます。

本臨時会への提出議案は報告4件、工事請負契約の締結1件、合計5件であります。議案集をご用意ください。

はじめに、議案集1ページ、報告第1号 専決処分した事件の承認について（南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例）ですが、子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令が、平成29年3月31日に公布されたことに伴い、南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する必要性が生じたことから専決処分をしたものです。

続きまして、議案集4ページ、報告第2号 専決処分した事件の承認について（南部町税条例等の一部を改正する条例）ですが、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、南部町税条例等の一部を改正する必要性が生じたことから専決処分をしたものです。

続きまして、議案集18ページ、報告第3号 専決処分した事件の承認について（南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）ですが、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成29年3月31日に公布されたこと等に伴い、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたことから専決処分をしたものです。

続きまして、議案集21ページ、報告第4号 専決処分した事件の承認について（南部町過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例）ですが、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、南部町過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する必要性が生じたことから専決処分をしたものです。

次に、議案集24ページ、議案第30号 工事請負契約の締結についてであります。道の駅なんぶ（仮称）建設工事について、入札により契約相手の選定が整いましたことから、契約の締結について南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で、提案理由の説明を終わりますが、詳細につきましては担当課長より説明をさせますのでご審議をいただき、ご議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（望月將名君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に、担当課長の補足説明を求めます。

まず、報告第1号について、近藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（近藤 勝君）

（補足の説明・省略）

○議長（望月將名君）

次に、報告第2号から報告第4号について、望月税務課長。

○税務課長（望月一希君）

（補足の説明・省略）

○議長（望月將名君）

次に、議案第30号について、青木財政課長。

○財政課長（青木 司君）

（補足の説明・省略）

○議長（望月將名君）

以上で、担当課長の補足説明を終わります。

○議長（望月將名君）

次に、質疑・討論・採決を行います。

まず、質疑を行います。

質疑は、順次行います。

議案集1ページをお開きください。

はじめに、報告第1号 専決処分した事件の承認について（南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例）について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、報告第1号の質疑を終結いたします。

次に、議案集4ページ、報告第2号 専決処分した事件の承認について（南部町税条例等の一部を改正する条例）について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、報告第2号の質疑を終結いたします。

次に、議案集18ページ、報告第3号 専決処分した事件の承認について（南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、報告第3号の質疑を終結いたします。

次に、議案集21ページ、報告第4号 専決処分した事件の承認について（南部町過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例）について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、報告第4号の質疑を終結いたします。

次に、議案集24ページ、議案第30号 工事請負契約の締結について、質疑はありませんか。

6番 市川 強議員。

○6番議員（市川 強君）

予定価格4億5千2百万円の98.18%で落札されているわけですが、長田組土木株式会社と株式会社ゼロという共同企業体が契約の相手方ですが、ゼロという会社は平成12年に設立され17年程が経過しているわけですが、代表者である長田組土木は経営事項審査の点数が1,000点以上ですが、構成員であるゼロはどの程度でしょうか。

○議長（望月將名君）

青木財政課長。

○財政課長（青木 司君）

市川議員のご質問にお答えします。

まず、今回の一般競争入札ですが、条件が2点ございます。

1点目は、施工能力の劣る業者や不誠実な業者を排除するため、経営事項審査の評点が代表構成員は1,000点以上、構成員は800点以上としました。

2点目につきましては、地域要件として峡南建設事務所管内と中北建設事務所管内に本社・本店を有することとしたところでございます。

ご質問の株式会社ゼロの評点につきましては、914点でございます。

以上です。

○議長（望月將名君）

他に質疑はありませんか。

6番 市川 強議員。

○6番議員（市川 強君）

予定価格4億5千2百万円については本体工事分だと思いますが、どこまでの範囲の本体工事なのか、芝生広場の計画はどうなっていますか。

また、残りの外構工事の発注はいつごろの予定ですか。

○議長（望月將名君）

望月企画課長。

○企画課長（望月一弥君）

ただいまのご質問ですが、内容について若干触れさせていただきます。

本体工事としましては、道の駅の本体、S造平屋建てでございます。

その他に防災棟の工事、鉄骨造の平屋建て、駐輪場の工事を予定しております。

主にこの3点につきましては、建築確認を要する範囲についてお示しをさせていただきました。

また、外構工事につきましては、正式な時期を定めてはございませんが、2週間前に国土交通省との最終の打ち合わせをしましたが、概ね9月位を工事発注時期にしていきたいと考えております。

本体工事の完成につきましては、平成30年1月26日を予定しております。

工期につきましては議会の議決日の翌日からとなり、概ね249日、約8か月間を予定しております。

以上です。

○議長（望月將名君）

他に質疑はありませんか。

2番 若林良一議員。

○2番議員（若林良一君）

道の駅の建設工事が始まりますが、地元業者の下請け等についてはどのようなお考えか。

○議長（望月將名君）

青木財政課長。

○財政課長（青木 司君）

若林議員のご質問にお答えします。

財政課としましては、契約約款に下請負人の選定ということで1条設けております。

まず、受注者は、下請負契約を締結する場合には、当該契約の相手方を南部町に本店を有する者の中から選定するように努めなければならない。

また、2項として、工事の材料につきましても南部町内から選定するように努めることと入っております。

今回の工事につきましては、企画課で特記事項を設けまして約款とともにして契約をするわけですが、町内業者につきましては、企画課と協議をして決めると記載してあります。

これにつきましては、契約金額において必ずしも叶うわけではありませんが、町内業者の下請けについて配慮をしております。

以上です。

○議長（望月將名君）

他に質疑はありませんか。

1番 高橋茂広議員。

○1番議員（高橋茂広君）

監理についてですが、設計・監理とも総合建築設計事務所ということですが、担当課は現場へ出向き監理をするという方法はありますか。

というのは、工事の丸投げという可能性もありますので。

○議長（望月將名君）

望月企画課長。

○企画課長（望月一弥君）

ただいまの監理業務についてのご質問ですが、すでに総合建築設計事務所とは、監理業務の契約締結をしております。

内容につきましてはいくつかありますが、町に一級建築士がおられませんので、単独で監理業務を行うことはできません。

しかし、監理業務においては、詳細な打ち合わせは施工業者を含めて行っていきますが、常に町が加わっていくことは並行してまいります。

その中で、設計監理業者、施工業者、町の考え方を共有させながら、良い建物、不備のない建物を完成させたいと考えております。

以上です。

○議長（望月將名君）

他に質疑はありませんか。

5番 若林一明議員。

○5番議員（若林一明君）

3月議会におきまして、南部町中小企業・小規模企業振興基本条例が制定されたわけでございます。

これには、条例の目的、定義、基本理念、町の責務が書かれております。

第10条第6項には、町が発注する工事、物品購入、請負等における中小企業者の受注機会の増大に努めることとあります。

道の駅の建設は町民の願いであり、多くの方が携わることは大切なことだと思っております。

そのような観点から、本工事について、最初の説明では特記事項等でやっておられるということで、町の条例の定め具現化がそれだとは理解しますが、そのような形で理解してよろしいかということと、落札率98.2%というのは、私も携わっておりましたが、95%を超すと談合ではないかという話もありますが、町長の考えをお聞きしたい。

○議長（望月將名君）

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

落札率98.2%はかなり高いと思います。

今回、一般競争入札ということで、当初は4つの共同企業体が来ましたが、直前に1社が辞退しました。

というのは、予定価格の試算はだいぶ前で、工事部材がかなり上がっています。これでは出来ないということで辞退をしたという経過があります。

元々が低い予定価格ですから、かなり高い落札率になったと思っております。

以上です。

○議長（望月將名君）

青木財政課長。

○財政課長（青木 司君）

それでは、最初の質問にお答えします。

中小企業の下請けということでございますが、3月議会において可決し、条例が制定されましたが、地元業者の育成という観点から、落札業者に対しては町内企業者の下請けの使用について、これから求めていきたいと考えております。

これまでも、町の発注工事におきましては、町内業者ができる工事については町内へ発注ということ念頭においておりましたので、これからも町内業者の育成・振興に配慮していきたいと思っております。

以上です。

○議長（望月將名君）

他に質疑はありませんか。

10番 堀之内可和議員。

○10番議員（堀之内可和君）

先程から、町内業者ということで話が出ておりますが、今回の入札については一般競争入札ということで、業者を指定しての入札ではないという話は聞いておりますが、申請による入札参加の決定方法についてお聞きしたい。

また、入札回数は何回であったか、予定価格の公表はしたのかどうかについてお聞きしたい。

○議長（望月將名君）

青木財政課長。

○財政課長（青木 司君）

ご質問にお答えします。

まず、一般競争入札ですが、町の定めた条件に適合する業者が、自らの意思で参加できるということで考えましたが、入札の透明性あるいは競争性を高めるため、条件付きの一般競争入札としました。

入札の流れですが、公告日が4月10日、締め切りが4月21日、その後1週間空け、入札の申し込みがあった業者の実績等を確認し、入札に参加しても良いという確認通知書の発行を4月28日に行い、入札日は5月17日でした。

また、合併後に国からの強い要請があり、建設工事や管工事においては予定価格の事前公表を行っておりますので、入札は1回で終了します。

以上です。

○議長（望月將名君）

他に質疑はありませんか。

11番 望月藤一議員。

○11番議員（望月藤一君）

契約に際して、特記事項を明記するということですが、契約上は仕方書の効力が強いのではないかと思いますでしょうか。

○議長（望月將名君）

青木財政課長。

○財政課長（青木 司君）

ご質問にお答えします。

先程説明をしました約款ですが、すべての建設工事に該当するものであります。

また、企画課で作成をしました建設工事の特記仕様書につきましては、今回の工事に限りこれについては強く希望する、これを守ってくださいというものですから、かなり効力があるというものです。

○議長（望月將名君）

他に質疑はありませんか。

4番 小泉昇一議員。

○4番議員（小泉昇一君）

これだけの施設建設ですし、多くの住民・納税者が興味のある施設だと思います。

工事請負金額の云々については、十分理解できない部分がありますが、予定価格よりも低い額で入札されたことに関しては良かったと思いますが、これだけ大きな事業ですから、事前に思案・思考する時間、勉強する時間がほしかったなと思います。

そういう意味では、工事に対する形としては賛成できますが、経過については賛同できないと思っています。

○議長（望月將名君）

青木財政課長。

○財政課長（青木 司君）

ご質問にお答えします。

私からは予算についてですが、道の駅建設につきましては、28年度当初予算に計上しました。

その後、3月補正で減額補正をし、新たに29年度当初予算に計上しました。

その理由につきましては、国の補助金が2,300万円程度交付されるということからです。

私としましては、道の駅建設についての予算は28年度当初から計上されていたこと、企画課からは何度か事業説明はあったことと思いますので、説明は尽くしていると考えております。

以上です。

○議長（望月将名君）

他に質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第30号についての質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

まず、報告第1号から報告第4号までの専決処分した事件の承認についてを一括で討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、報告第1号から報告第4号までの討論を終結いたします。

次に、議案第30号について討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、議案第30号の討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

採決は、1議案ごとに順次行います。

まず、報告第1号 専決処分した事件の承認について（南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例）については、原案のとおり承認することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、報告第1号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、報告第2号 専決処分した事件の承認について（南部町税条例等の一部を改正する条例）については、原案のとおり承認することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、報告第2号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、報告第3号 専決処分した事件の承認について（南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）については、原案のとおり承認することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、報告第3号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、報告第4号 専決処分した事件の承認について（南部町過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例）については、原案のとおり承認することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、報告第4号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第30号 工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数であります。

よって、議案第30号については、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本臨時会に附議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもちまして、平成29年南部町議会第1回臨時会を閉会といたします。

大変ご苦勞さまでした。

議員の皆さまは、控室にご集合ください。

閉会 午前10時54分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成29年5月22日

南部町議会議長

望 月 將 名

会議録署名議員

市 川 強

会議録署名議員

遠 藤 光 宣

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長 小 倉 弘 規